

N は一と（長崎うれしかハート介護事業所）募集の概要

1. N は一と（長崎うれしかハート介護事業所）とは

長崎県では、介護事業所における介護職員の確保・育成と利用者サービスの向上を図る取組について、評価基準をクリアした事業所を、「N は一と（長崎うれしかハート介護事業所）」として認証しています。認証を受けた事業所は県が積極的に PR し、介護業界のイメージアップを目指します。

宣言事業所を創設

今年度から、評価基準を満たしていなくても、働きやすい職場環境づくりの取組を積極的に発信していただけるよう、『**長崎うれしかハート宣言事業所**』として登録する制度を新たに始めました。

県のホームページに掲載するほか、登録後に認証取得を目指し、ステップアップするための制度で、県も基準を満たすように改善を図ることを応援します！

2. 対象となる事業所等

県内で、介護保険法に基づき介護給付サービスや予防給付サービスの指定又は許可を受け、介護職員処遇改善加算の対象となる介護事業所を運営する法人

申請は、法人が運営する全ての事業所でなく、基準を満たす事業所のみで申請可

3. 認証・登録の有効期限

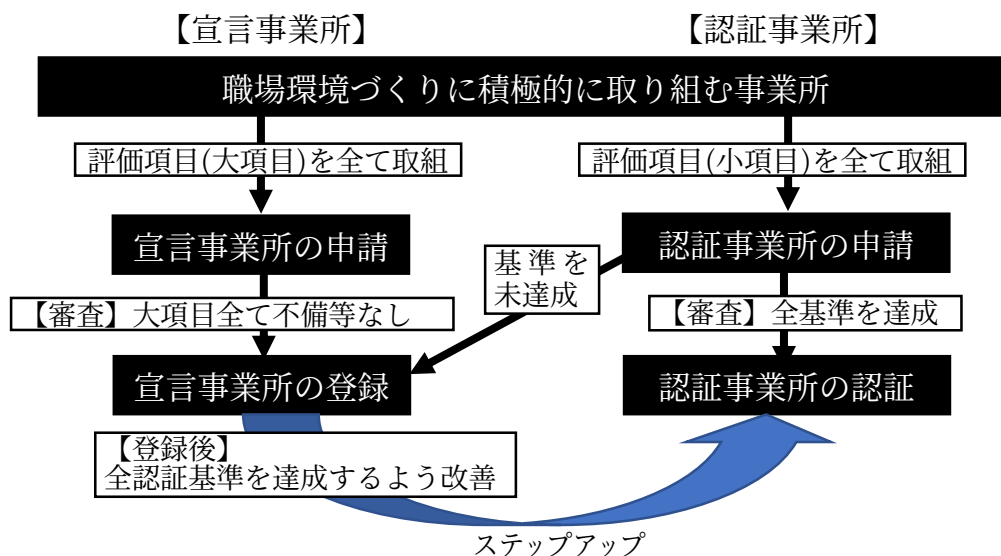
3 年間（更新により認証等を継続可）

4. 評価項目

評価項目及び評価基準は、次頁（裏面）に掲載しています。21 の評価基準全てを満たす事業所を「認証事業所」とします。

宣言事業所は、評価項目の 1～4 について自らの強みを記載してください。

5. 認証等手続きやステップアップの流れ



6. 認証・登録後の県の支援等

(1) 認証事業所

- ①学生や求職者への PR 強化
- ②人材確保の機会を提供
- ③県による PR 支援
- ④県事業での優先採択等

(2) 宣言事業所

事業所名を県ホームページに掲載し、事業所ホームページにリンク

7. 申請手続き等

★募集要項や様式などの詳細は、県ホームページに掲載

長崎県 長寿社会課 Nはーと

検索



(1) 必要な書類

提出書類	認証事業所	宣言事業所
認証申請書（様式1）	○	○
関係法令遵守誓約書（様式2）	○	○
認証評価チェックリスト	○	○
上記チェックリストに定める提出書類	○	

(2) 申請期限

令和6年9月30日（月）必着

(3) 書類の提出・問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部長寿社会課介護人材確保推進班 あて

TEL：095-895-2440（直通） FAX：095-895-2576

(4) 認証等時期

令和7年1月頃（予定であり、変更となる可能性があります）

<認証の評価項目及び評価基準 一覧>

※評価基準の全てを満たす事業所を「認証事業所」とします

評価項目				区分	評価基準
【1】	新規採用者の育成体制	(1)	新規採用者育成計画の策定及び実施	体制 実施	①新規採用者育成計画を策定 ②計画に沿った研修の実施
		(2)	新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	体制 実施	③過去3年間に、教育担当者を配置 ④教育担当者への研修を実施
【2】	労働環境、処遇の改善	(3)	明確な給与体系の導入	体制 実施	⑤賃金体系や昇給する仕組み等を整備し、処遇改善加算Ⅰを取得 ⑥過去3年間、定期的に昇給を実施
		(4)	休暇取得・労働時間縮減に関する取組	実施 実施	⑦有給休暇取得や労働時間縮減の取組を実施 ⑧年次有給休暇取得日数の増加もしくは年10日以上取得
		(5)	仕事と育児や介護等を両立できる取組	体制	⑨両立支援・多様な働き方を推進し、処遇改善加算Ⅰを取得
		(6)	業務省力化などで働きやすい職場環境の構築	実施	⑩生産性向上のための業務改善の取組を実施し、処遇改善加算Ⅰを取得
		(7)	健康管理に対する取組	体制	⑪腰痛を含む心身の健康管理を促進し、処遇改善加算Ⅰを取得
【3】	キャリアパスと人材育成	(8)	キャリアパス制度の導入	体制 実施	⑫職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、処遇改善加算Ⅰを取得
		(9)	人材育成計画の策定と研修の実施	実施	⑬経験・技能のある介護職員の処遇を改善し、特定処遇改善加算を取得
		(10)	資格取得に対する支援	実施	⑭人材育成計画を策定・実施し、処遇改善加算Ⅰを取得
		(11)	人材育成を目的とした面談や評価の実施	実施	⑮資格取得に対する支援を実施
【4】	介護事業所の運営等	(12)	サービスの質の向上に向けた取組	実施 実施	⑯介護サービス情報等を職員へ周知し、外部へPR ⑰介護サービスの質を向上させるための人材育成を実施
		(13)	法令遵守等	実施	⑱関係法令の遵守
		(14)	地域や学校との交流	実施	⑳実習・インターンシップ・ボランティア、地域交流などを実施
【5】	その他	(15)	離職率の状況	実施	㉑過去3年間の介護職員の離職率が、介護労働者の離職率（全国平均）以下
合計					21基準